

## 大分県後期高齢者医療広域連合公告第3号

「大分県後期高齢者医療広域連合重複・頻回受診者等訪問指導業務」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合規則第19号。以下「契約事務規則」という。）第27条の規定に基づき一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

大分県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 足立 信也



### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 大分県後期高齢者医療広域連合重複・頻回受診者等訪問指導業務
- (2) 契約内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年1月31日（金）

### 2 入札参加資格

- (1) 当広域連合の入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 広域連合長が施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認めたと認めた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しない者でないこと。
- (4) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (5) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (6) 市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

### 3 契約担当課

郵便番号 870-0037

所在地 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

名称 大分県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話番号 097-529-7227

メールアドレス soumu@oita-kouki.jp

### 4 質問の受付期間及び方法

別紙仕様書の質疑等は、別紙質問書を令和6年4月30日（火）17時までに電子メールにて3の契約担当課に送信すること。電子メール以外の方法によるものは、受け付けない。

なおメール送信の際は、確認のため、送信した旨を、必ず3の契約担当課に電話確認すること。

## 5 回答

令和6年5月8日（水）17時までに大分県後期高齢者医療広域連合のホームページに記載する。ただし、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者のみに回答する。

6 現場説明会 実施しない。

7 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

8 入札保証金 契約事務規則第24条第3項第2号により免除とする。

9 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月13日（月）午後2時

(2) 場所 大分県後期高齢者医療広域連合事務局

10 契約保証金 契約事務規則第7条第8号により免除とする。

11 最低制限価格 設けない。

12 その他

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札者としての資格のない者のした入札

② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

⑤ 入札金額を訂正した入札

⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札

⑦ 郵送による入札

(2) 入札回数は原則として再度までとし、落札者がいない場合は随意契約に移行するものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入

札書に記載すること。

- (4) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、契約事務規則及び規程の定めるところによる。